

一般社団法人 千葉県作業療法士会 休会制度の概要

【趣旨】 千葉県作業療法士会（以下、県士会）は、日本作業療法士協会（以下、OT 協会）にて正会員の休会に関する規程が施行（平成 25 年 5 月 25 日）されたことに伴い、休会制度を創設します。これまでは、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するか二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員に対する特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることになります。

【期間】 休会期間は 1 年度単位（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とし、最大で 5 回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】 休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】 休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び基礎研修の参加ポイントの取得
- (4) 学術誌、県士会ニュース、その他本会発行物の受取

【申請手続】

- 前提条件…………… ①申請年度までの会費が完納されていること
②過去の休会期間が 5 年間に達していないこと
- 提出書類…………… ①休会届（県士会所定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印）
②休会理由の根拠となる、第三者の証明書
- 出産・育児……出産を証明する母子手帳など
 - 介護……要介護状態を証明する書類の写しなど
 - 長期の病気療養……医師の診断書など
 - その他、一時的に休職や退職を余儀なくされ、収入がない（もしくは著しく減少する）状態となることの証明書など
- 提出期限…………… 休会しようとする年度の前年度の 1 月 31 日まで。
- 提出先…………… 一般社団法人千葉県作業療法士会 事務局
〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野 4-21-1 スカイビルおゆみ野 2 階

【復会にあたって】 休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。復会時の次年度発行物等は一律自宅宛に発送し、それ以降の士会発行物も、本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。会費の自動引き落としを再開します。

【休会が不承認となった場合】 翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。退会を希望する場合や引き落とし先の口座を変更する場合は、すみやかに、事務局までご連絡ください。